

福岡県公報

平成22年12月6日
第3193号

目次

告示(第1918号 - 第1923号)

都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	2
雑報			
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	4

告示

福岡県告示第1918号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成22年12月6日から同月20日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年12月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
大牟田都市計画道路(3・4・13号諏訪川線、3・4・43号四山町線及び3・5・40号久福木米ノ山線)の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
大牟田市新港町、西港町1丁目、四山町、大字久福木字今町、大字三池字内北原、字上町、字祇園、字蛭子町、字中町、字橋口、字築島、大字新町字上ノ丁、字蛭子町1丁目、字田町、字並松、字東米ノ山、大字今山字南盤の表、大字歴木字米ノ山の各一部

福岡県告示第1919号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月6日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	柳川市蒲生1126番先から柳川市蒲生1041番2先まで	6.0 ~ 9.0	395.0
			後	同上	13.0 ~ 17.4	395.0

福岡県告示第1920号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年12月6日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	後野線 福岡	筑後郡那珂川町片縄西5丁目798番110先から 福岡市南区鶴田2丁目278番6先まで

福岡県告示第1921号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字原405番1及び406番7
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市大字原49番地1
原区長 小嶋 昌美

福岡県告示第1922号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 イオンスーパーセンター志摩店

(2) 所在地 福岡県糸島市志摩津和崎29番地1

- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1923号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町黒崎開1440番地
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
みやま市高田町黒崎開1440番地
内田 邦彦

公安委員会

福岡県公安委員会告示第341号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年12月6日

福岡県公安委員会

- 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成23年3月8日（火）	午前9時から午後 6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成23年3月9日（水）		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成23年2月7日（月）から同年2月9日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(3) 検定手数料

14,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した

者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された危険物取扱者試験について、次のとおり公示する。

平成22年12月6日

財団法人消防試験研究センター 理事長 関 口 和 重

1 試験種類

甲種、乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類）及び丙種

2 試験地、実施試験会場、実施年月日

試験地	実施試験会場	実施年月日
大牟田	大牟田市大字草木852 大牟田高等学校	平成23年2月20日（日曜日） 午前10時から
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成23年2月27日（日曜日） 午前10時から
太宰府	太宰府市五条3-11-25 日本経済大学	
久留米	久留米市御井町1635 久留米大学御井学舎	
飯塚	飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部	

苅田	京都郡苅田町新津1-11-1 西日本工業大学おばせキャンパス
----	-----------------------------------

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	平成22年12月15日から 平成23年1月11日まで （締切当日消印有効）	(財)消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送または窓口へ持参
電子申請 ^(注)	平成22年12月12日9時から 平成23年1月8日17時まで	(財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> http://www.shoubo-shiken.or.jp	

(注) 平成22年4月1日よりインターネットから受験申請ができるようになりました。
詳しくは(財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

4 受験願書等の配置場所

(財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問い合わせ先

(財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421